

端末管理適正化作業

委託仕様書

令和8年7月

高槻市総合政策部DX戦略室

目 次

I 全般.....	2
1 業務名	2
2 契約期間	2
3 委託の目的	2
4 スケジュール	2
5 委託の概要	2
6 情報セキュリティ	2
7 責任の所在	3
8 所有権及び著作権	3
II RFID タグ番号読み書きソフトウェア開発仕様.....	3
1 システム構成	3
1.1 ハードウェア構成	3
1.2 ソフトウェア構成	4
1.3 提供方式及び運用要件	4
2 画面仕様	4
2.1 メイン画面	4
2.2 設定画面	4
2.3 読み取り画面	4
2.4 CSV 取込・書き込み画面.....	5
3 その他仕様	6
3.1 CSV 仕様.....	6
3.2 RFID タグ番号仕様.....	6
3.3 管理番号仕様	6
3.4 RFID タグ番号読み替え機能.....	6
3.5 エラー処理仕様	6
3.6 操作性	7
3.7 信頼性	7
3.8 セキュリティ要件	7
3.9 テスト	7
3.10 不具合対応	7
3.11 成果物	7
III 記憶媒体の磁気破壊・廃棄作業の仕様.....	7
1 基本要件	7
2 成果物.....	7
IV 納入ドキュメント	8
V その他	8

I 全般

1 業務名

端末管理適正化作業委託

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 委託の目的

端末管理適正化作業委託（以下「本委託」という。）は、庁内の行政ネットワーク端末の管理適正化（情報資産管理の強化および情報セキュリティの確保）を目的として、RFID タグの読み書きに対応したソフトウェアの整備と、取り外して保管している記憶媒体の安全な廃棄処理を一体的に実施するものである。

RFID 対応ソフトウェアにより、今後の IT 資産の所在管理・棚卸精度の向上を図るとともに、庁内に保管している記憶媒体については、総務省セキュリティポリシーガイドライン等により情報漏えい防止の観点から適切な廃棄が必要とされている。

これらを同一委託として実施することで、資産台帳の整合性確保、廃棄対象機器の識別、セキュリティ要件の統一など、資産管理プロセス全体の効率化と安全性向上を図ることができるため、本委託を統合的に実施する。

4 スケジュール

- (1) 受託者は、契約締結後 1 週間以内に本市と打合せを行い、スケジュールを確定させること。
- (2) 受託者は、決定したスケジュールに従い、遂行すること。なお、本市と受託者の協議により、スケジュールを変更することも可とする。

5 委託の概要

- (1) RFID タグ番号読み書きソフトウェア開発

受託者は、行政ネットワーク端末に貼付した RFID タグに対して、必要な情報の読み取り・書き込みを行うための Windows 対応ソフトウェアを設計・開発し、動作確認、操作手順書の作成、導入支援を行うこと。

- (2) 記憶媒体の磁気破壊・廃棄作業

記憶媒体は約 2,700 個（約 250kg）を保管している。受託者は、本市の職員立合いの下、本市が提供する場所及び磁気データ消去装置を使用して、1 台ずつ磁気破壊を行うこと。磁気破壊した記憶媒体を産業廃棄物として、廃棄すること。また、作業完了証明書を提出すること。

6 情報セキュリティ

本委託に従事する者は、以下に記載する事項について遵守すること。

- (1) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、電子計算機等の機器

を持ち込んで作業を行う場合には、事前に本市の許可を得ること。

- (2) 受託者は、本市から貸与された紙媒体、電子媒体について、本市の許可なく複製してはならない。
- (3) 受託者は、本委託を終了又は契約解除する場合には、本市から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに本市に返却すること。その際、本市の確認を受けること。
- (4) 受託者は、本委託中に知り得た秘密事項について、いかなる理由があっても他に漏らさないこと。また、成果物（本委託の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡しないこと。本委託に関する契約期間中及び終了後についても同様とする。
- (5) 受託者は、本委託の遂行において、本市の情報セキュリティが侵害されまたはその恐れがある場合には、速やかに本市担当職員に報告を行い、原因究明およびその対処方法等について本市担当職員と協議し実施すること。

7 責任の所在

受託者又は製造者の故意又は過失により、本委託上の事故や致命的なシステム障害、データ消失若しくは災害を発生させ、本市並びに当該システム利用者に損害を与えた場合、当該損害の全てを賠償すること。

8 所有権及び著作権

(1) 所有権

本委託範囲内で、第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受託者の責任において解決すること。ただし、本市から提供するものを除く。

(2) 著作権

ア 本委託範囲内において発生した各種ドキュメントの著作権については、本市に帰属する。

イ 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、当該既存著作物等の内容について、事前に本市の了承を得ることとし、本市は、既存著作物等について当該許諾条件範囲内で使用するものとする。

ウ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を不当に侵害しないこと。

II RFID タグ番号読み書きソフトウェア開発仕様

1 システム構成

1.1 ハードウェア構成

- (1) 対応 RFID リーダー：R-5000

- (2) 接続方式：Bluetooth、USB A-C ケーブル
- (3) 対象端末：行政ネットワーク端末（Windows 11 Pro 24H2、25H2）

1.2 ソフトウェア構成

- (1) 自己完結型アプリケーション（Self-contained）であること。
- (2) EXE 形式で提供すること。
- (3) 必要な DLL、.NET Runtime、設定ファイルを同梱すること。
- (4) インストーラ不要とすること。

1.3 提供方式及び運用要件

- (1) Windows 11 Pro 端末で動作すること。
- (2) 行政ネットワーク環境で利用できること。
- (3) オフライン環境で導入及び運用可能であること。
- (4) 提供ファイルは ZIP 形式とすること。
- (5) ZIP を展開後、同梱 EXE を直接実行する方式であること。
- (6) 同梱 EXE は管理者権限なしで実行できること。
- (7) 設定情報はアプリフォルダ内の設定ファイルに保存すること。
- (8) 本アプリケーションは、利用者が書き込み可能なフォルダに配置して使用すること。

2 画面仕様

2.1 メイン画面

- (1) 読み取り画面、CSV 取込・書き込み画面及び設定画面に遷移できること。
- (2) アプリの終了ができること。

2.2 設定画面

- (1) 電波強度、電波照射時間、Q 値、ブザー音量を設定できること。
- (2) (1) の設定内容を 3 パターン保存できること。
- (3) (1) の設定内容に名称を付けることが可能であること。
- (4) Bluetooth 接続を行えること。
- (5) 読み替え機能の ON/OFF 設定を行えること。
- (6) メイン画面に遷移できること。
- (7) 読み取り画面から設定画面に遷移した場合、読み取り画面に戻れること。
- (8) CSV 取込・書き込み画面から設定画面に遷移した場合、CSV 取込・書き込み画面に戻れること。

2.3 読み取り画面

- (1) 読み取り画面には、最新の読み取り結果と 1 回前の読み取り結果の計 2 回分を表示すること。

- (2) 読み取った RFID タグ番号を読み取り順に一覧表示すること。
- (3) 1 件ごとに改行して表示すること。
- (4) 重複した RFID タグ番号は表示しないこと。
- (5) 「3.5 エラー処理仕様」に沿って処理すること。
- (6) 一度に読み取った件数を表示すること。
- (7) 任意の読み取り結果を CSV 出力できること。
- (8) 各読み取り結果に読み取り日時を表示すること。
- (9) 各読み取り結果に履歴番号を附番すること。
- (10) 読み取り結果を 20 件遡れること。
- (11) 任意の読み取り結果を削除できること。
- (12) 履歴番号は直近の読み取り結果を 1 とし、読み取る度に更新されること。
- (13) 読み取り結果が削除されるたびに、履歴番号は更新されること。
- (14) 読み取り完了時に、読み取った番号を自動的にテキストファイルまたは Excel ファイルへ書き込めること。
- (15) 読み替え機能の設定に応じて、表示及び出力内容を制御できること。
- (16) 読み替え機能が ON の場合はタグ番号を管理番号に読み替えて出力し、OFF の場合はタグ番号をそのまま出力できること。
- (17) 設定画面に遷移できること。
- (18) メイン画面に遷移できること。

2.4 CSV 取込・書き込み画面

- (1) 本市で作成した CSV を取り込めること。
- (2) 取込データを一覧表示すること。
- (3) 取込データ件数を表示すること。
- (4) 読み替え機能の設定に応じて、表示及び出力内容を制御できること。
- (5) CSV を取り込む際、読み替え機能 ON 時は、管理番号をタグ番号に読み替え、読み替え機能 OFF 時は、タグ番号をそのまま取り込めること。
- (6) CSV 取込画面で取り込んだデータを一覧表示し RFID タグに書き込めること。
- (7) 複数のデータの中から、書き込むデータを選択できること。
- (8) 書き込み済みデータは灰色表示すること。
- (9) 直接入力したデータを RFID タグへ書き込めること。
- (10) 書き込みログを表示すること。
- (11) 書き込む際は、読み替え機能 ON 時は、タグ番号を管理番号に読み替え、読み替え機能 OFF 時は、タグ番号をそのまま書き込めること。
- (12) 設定画面に遷移できること。
- (13) メイン画面に遷移できること。
- (14) 書き込み対象の RFID タグが範囲外、複数の RFID タグ検出等により一意に特定できない場合は、「書き込み不可」を表示し、書き込みを行わないこと。

3 その他仕様

3.1 CSV仕様

- (1) 文字コードは Shift_JIS とすること。
- (2) 取込・出力時のファイル形式は CSV とすること。
- (3) 入力時の項目区分は RFID タグ番号(半角)または管理番号(半角)とすること。
- (4) 出力時の項目区分は No、RFID タグ番号(半角)または管理番号(半角)とすること。
- (5) 出力時の CSV ファイル名は、読み取り日時を用いて「YYYYMMDD_HHMMSS.csv」とすること。
- (6) ヘッダは設けないこと。
- (7) 改行コードに対応すること。

3.2 RFID タグ番号仕様

数字 2 桁+FF (固定) +数字 8 桁の計 12 桁固定とすること。

3.3 管理番号仕様

英字 1 桁 (大文字) +数字 8 桁の計 9 桁固定とすること。

3.4 RFID タグ番号読み替え機能

読み替え機能 ON 時に RFID タグ番号及び管理番号を読み替え規則に沿って読み替えできること。

【読み替え規則】 RFID タグ番号「13FF21074646」 ⇔ 管理番号「M21074646」

- (1) RFID タグ番号の上 2 桁は、アルファベットの順番に読み替える。
(13 はアルファベットの 13 番目に該当する、M に読み替える。)
- (2) FF は固定値とする。

3.5 エラー処理仕様

RFID タグ読み取り時のエラー分類及び処理方法は以下の通りとすること。

(1) 複数の RFID タグ検出時

読み取り範囲内に複数の RFID タグが存在する場合は、エラーとせず、読み取り結果に反映すること。

(2) RFID タグ未検出時

RFID タグが読み取り範囲外にある場合、またはタグの向き、距離、周辺環境の影響により電波状態が不安定な場合は「読み取り不可」と表示すること。

(3) 桁数不一致データ検出時

ア RFID タグが「3.2 RFID タグ番号仕様」及び「3.3 管理番号仕様」と一致しない場合は、「桁数不一致データ」として表示し、読み取り結果にはその旨を明示したうえで、読み取れた範囲の値を表示すること。

【表示例】 桁数不一致データ：M210746#

イ 桁数不一致データは読み取り結果に表示するのみとし、ファイル出力しないこと。

3.6 操作性

- (1) 専門知識がなくても操作可能な画面設計とすること。
- (2) 少ない手順で読み取り・書込み作業が行えること。
- (3) 一覧表示により対象データを確認しやすいこと。

3.7 信頼性

- (1) 読み取り・書込み処理が安定して動作すること。
- (2) 異常時に処理中断や再試行が適切に行えること。
- (3) ログ等により処理履歴を確認できること。

3.8 セキュリティ要件

- (1) 行政ネットワーク端末で利用することを前提に、安全性に配慮した設計とすること。
- (2) 不要な外部通信を行わないこと。
- (3) 実行ファイルや関連資材について、導入時の安全性確認に協力できること。

3.9 テスト

- (1) 受託者は機能要件及び非機能要件についてテストを実施すること。
- (2) 本市の環境で受入れテストを実施できること。
- (3) 本市がテストした結果、指摘事項があった場合は修正すること。

3.10 不具合対応

納品後に不具合があった場合は、1年間無償で改修対応すること。

3.11 成果物

- (1) ソフトウェア本体
- (2) 操作手順書

III 記憶媒体の磁気破壊・廃棄作業の仕様

1 基本要件

- (1) 本市の職員立合いの下、本市が提供する場所及び磁気データ消去装置を使用して、1台ずつ磁気破壊を行うこと。
- (2) 磁気破壊作業は原則平日9時～17時で実施すること
- (3) 磁気破壊した記憶媒体を産業廃棄物として、廃棄すること。
- (4) 作業完了証明書を提出すること。

2 成果物

作業完了証明書には、以下の事項を記載すること。

- (1) 記録媒体の型番（一覧形式とすること）
- (2) 記録媒体のシリアル番号（一覧形式とすること）
- (3) 記録媒体の種類
- (4) 作業日時
- (5) 作業者
- (6) 作業場所

IV 納入ドキュメント

- (1) 受託者は、操作手順書及び作業完了証明書を納品物として、契約期間内に本市の確認及び修正が完了した状態で提出すること。
- (2) 前述（1）について「Microsoft Office LTSC Standard 2024」で編集が可能な形式で納品すること。
- (3) 納入後、ドキュメント等について本市から修正依頼があった場合は、5営業日以内にデータを修正し本市に提出すること。

V その他

- (1) 本市の施設等に出入りする場合は、本市に事前に連絡し、承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市の指示に従うこと。
- (2) 納品ドキュメントが、要求する水準に達していないと本市が判断する場合は、要求する水準に達するまで無償で改良すること。
- (3) 本市が貸与する物品、資料等については、受託者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。
- (4) 本委託従事時間内は名札等を着用の上、身分を明らかにし、身だしなみに注意を払い業務を行うこと。
- (5) 契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、本市及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。

<p>本件に係る 担当者</p>	<p>高槻市 総合政策部 DX戦略室 TEL : 072-674-7343 FAX : 072-674-7780 担当者： 松井、宮原</p>
----------------------	--